



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹
(コード番号 9928 東証第 2 部)
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫
(TEL. 03-5361-6369)

当社定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更を、本年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款一部変更の目的

- (1) 公告の方法について、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第 5 条（公告方法）に所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (2) 経営環境の変化に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うとともにコーポレートガバナンスの強化を図ることを目的として、取締役の役位に取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役を追加し、現行定款第 24 条（代表取締役および役付取締役）に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 19 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生予定日 平成 19 年 6 月 28 日

(別紙) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。<u>また、取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各 1 名を定めることができる。</u> (新設)</p>	<p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p>

以上